（本號八面）　（明治二十七年二月九日　第三千八百八十七號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き報知紙なり　時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

（明治廿三年三月十一日廿五年十月一日　逓信省認可）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て豫定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行當廣告料金四字詰	一日限	六日迄	一日以上	七日以上
一行	二拾	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は猶て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に送したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

進取と平和

日本の國是は開國進取に在るが如く今更ら云ふまでもなけれども今日に至るまで果して其國是を實にしたりやと云ふに我輩の見る所にては尚ほ未だしと答へざるを得ず外國との交通は開國三十餘年來絶えず行はれて年を追ふてますます多きに赴きたるは事實に疑ふ可らざる所なれど人智進取の點に至りては更に一事の見る可きものなし國は進取の氣象に富み殊に西洋文明の風に倣ひたるが如き自から雄めて進取の政略と爲すが所ならんかなれども是れは單に外觀に伴ふたる自然の變化にして國風眞實の進歩を開拓するの計畫は曾て當局者の心頭に上りたることなく最も必要にして英國の新嘉坡又は香港に於けるが如き實際の進取は今日迄嘗て其場所を見出すは容易の事に非されども此邊の考は暫く當局者の胸臆に蓄へ置くも可ならず又植民の計畫に至りては取りも直さず海外に領地を求むるの事にして其事たる進取の氣象あるに非されば行ふ可らず南洋邊の絶海孤嶼に數千に足らざる人民を送りて單に出稼に從事せしむるが如き小計畫は我輩の取らざる所なり並に是種の進取政略を事として着々歩を進むるときは遙なく他國の利害と衝突して交渉の端緒を生じ或は不幸の事を見るが如き場合もある可しと雖も進取と平和とは常に兩立するものに非ず飽迄進取を以て國是と爲す以上は時としては非常手段を要するの處情なかる可らず若しも不慮の事端を恐れて飽迄も無事穩慢に安んずるの心ならんには開國進取の國是は一切止めにして鎖國退守を旨とするの外なかるべきのみ

官報

○勅令

肢傳染病豫防上必要ノ諸費ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月七日

内務大臣　伯爵井上馨

勅令第十四號

第一條　府縣知事ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ市町村ヲシテ左ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

一種痘ニ關スル諸費

一避病院豫防病室及ヒ監視所ニ關スル諸費

一豫防消毒ニ要スル諸費

一撰防狀ニ數條ノ爲メ假入タル監視費

第二條　府縣知事ニ於テ傳染病流行ノ勢確ニシテ前條ニ記載シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ市町村ノ負擔ニ歸セントスルトキハ其ノ負擔ニ歸セサル費額ノ支出ハ府縣稅（府縣制ヲ實施セサル府縣ニ於テハ地方稅）ヲ以テ之ヲ補ヒ尚ホ不足アルトキハ其ノ不足額ヲ國庫ヨリ補助ス

第三條　明治十三年布告第三十四號傳染病豫防員關第十三條第十四條第十五條及第十五條第二項ノ費用ハ府縣稅（府縣制ヲ實施セサル府縣ニ於テハ地方稅）ノ負擔トス

雜報

○孟買紀行

堀井卯之助

綿と木綿縮の需要如何

孟買にて身に纏布を纏ふものは、パーシーの婦人に限り其他は通常の木綿丼に更紗等を用ふるのみなれば其需要は頗る僅少の額ならんと思ひの外統計表によりて印度に於ける綿物類の輸入を取調ふれば其多額なる輸入品中の第四に位し實に二千八百十七萬六千五百十ルーピーに達せり左れば其輸出先も數箇國の多きに亘るは勿論の事なれども會が孟買にて調査したる處によれば多くは支那廣東省より輸出されたるもの〳〵如し就て見るに品質餘り上等ならざれども何も皆、赤、桃色若くは黄、青、緑、花色などに染上たる者にして綿物は一切輸入なしパーシー婦人の市中を散歩する樣殊に目立つて夏期はしきりに拂売するに此種の綿布を身に纏ふが故にして紅白黄青相交ゆる絵々遊歩を運ぶの姿は一種言ふべからざるの趣あり我國綿物類は廣東省にて製造したるものに比し其價格は不廉なるも品質の上等なるは素人と雖も一目して之を見分くるを得べければ彼の羽二重甲斐絹類は貴婦人の嗜好に適するみぞ甚だ多かるべしハンカチーフも亦婦人用として多少實行の望あり現に當地に於ける三井物産會社出張所にては其見本を取寄せ大に販路の擴張を圖り居るもの〳〵如し木綿縮は男子の洋服用として熱帯地方には其需要少なからず孟買にても局者の心頭に上りたることなく最も必要にして英國の新嘉坡又は香港に於けるが如き實際の進取は今日迄嘗て其場所を見出すは容易の事に非されども此邊の考は暫く當局者の胸臆に蓄へ置くも可ならず又植民の計畫に至りては取りも直さず海外に領地を求むるの事にして其事たる進取の氣象あるに非されば行ふ可らず南洋邊の絶海孤嶼に數千に足らざる人民を送りて單に出稼に從事せしむるが如き小計畫は我輩の取らざる所なり並に是種の進取政略を事として着々歩を進むるときは遙なく他國の利害と衝突して交渉の端緒を生じ或は不幸の事を見るが如き場合もある可しと雖も進取と平和とは常に兩立するものに非ず飽迄進取を以て國是と爲す以上は時としては非常手段を要するの處情なかる可らず若しも不慮の事端を恐れて飽迄も無事穩慢に安んずるの心ならんには開國進取の國是は一切止めにして鎖國退守を旨とするの外なかるべきのみ

官報

○勅令

肢傳染病豫防上必要ノ諸費ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月七日

内務大臣　伯爵井上馨

勅令第十四號

第一條　府縣知事ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ市町村ヲシテ左ノ費用ヲ負擔セシムルコトヲ得

一種痘ニ關スル諸費

一避病院豫防病室及ヒ監視所ニ關スル諸費

一豫防消毒ニ要スル諸費

一撰防狀ニ數條ノ爲メ假入タル監視費

第二條　府縣知事ニ於テ傳染病流行ノ勢確ニシテ前條ニ記載シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ市町村ノ負擔ニ歸セントスルトキハ其ノ負擔ニ歸セサル費額ノ支出ハ府縣稅（府縣制ヲ實施セサル府縣ニ於テハ地方稅）ヲ以テ之ヲ補ヒ尚ホ不足アルトキハ其ノ不足額ヲ國庫ヨリ補助ス

第三條　明治十三年布告第三十四號傳染病豫防員關第十三條第十四條第十五條及第十五條第二項ノ費用ハ府縣稅（府縣制ヲ實施セサル府縣ニ於テハ地方稅）ノ負擔トス

雜報

○孟買紀行

堀井卯之助

綿と木綿縮の需要如何

孟買にて身に纏布を纏ふものは、パーシーの婦人に限り其他は通常の木綿丼に更紗等を用ふるのみなれば其需要は頗る僅少の額ならんと思ひの外統計表によりて印度に於ける綿物類の輸入を取調ふれば其多額なる輸入品中の第四に位し實に二千八百十七萬六千五百十ルーピーに達せり左れば其輸出先も數箇國の多きに亘るは勿論の事なれども會が孟買にて調査したる處によれば多くは支那廣東省より輸出されたるもの〳〵如し就て見るに品質餘り上等ならざれども何も皆、赤、桃色若くは黄、青、緑、花色などに染上たる者にして綿物は一切輸入なしパーシー婦人の市中を散歩する樣殊に目立つて夏期はしきりに拂売するに此種の綿布を身に纏ふが故にして紅白黄青相交ゆる絵々遊歩を運ぶの姿は一種言ふべからざるの趣あり我國綿物類は廣東省にて製造したるものに比し其價格は不廉なるも品質の上等なるは素人と雖も一目して之を見分くるを得べければ彼の羽二重甲斐絹類は貴婦人の嗜好に適するみぞ甚だ多かるべしハンカチーフも亦婦人用として多少實行の望あり現に當地に於ける三井物産會社出張所にては其見本を取寄せ大に販路の擴張を圖り居るもの〳〵如し木綿縮は男子の洋服用として熱帯地方には其需要少なからず孟買にても

明治廿七年二月九日　金曜日（壬午）
舊暦甲午正月四日
日出午前六時三十六分　日入午後五時十五分
月出午前八時二十一分　月入午後八時二十九分
滿潮午後七時二十分　干潮午後七時五十四分
（西暦一千八百九十四年）　三百二十五日　四十日
年始より年末まで

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり